

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）の適切な運営の確保に資するため、それらに対する指導監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の対象)

第2条 監査の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 施設 次に掲げるもの
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設
 - ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び第28項に規定する福祉ホーム
 - オ 法第2条第2項第7号の授産施設

(監査の実施)

第3条 監査は、保健福祉部保健福祉課長（以下「保健福祉課長」という。）が実施する。

(監査の連携)

第4条 監査の統一かつ円滑な実施を図り、監査について必要な事項等を協議するため、連絡調整のための組織（以下「組織」という。）を置く。

- 2 組織は、保健福祉部長（以下「部長」という。）、保健福祉部次長、保健福祉課長及び施設を所管する課の長で組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(監査の方針)

第5条 部長は、毎年度当初に当該年度の監査基本方針及び重点着眼事項を設定し、法人及び施設を所管する課の長に通知するものとする。

(実施計画)

第6条 保健福祉課長は、前条に規定する監査の方針により、法人にあつては社会福祉法人等指導監査実施計画書（第1号様式）により、施設にあつては社会福祉施設指導監査実施計画書（第2号様式）により当該年度の4月末までに監査の具体的実施計画を策定するものとする。

(監査の方式)

第7条 監査は一般監査及び特別監査とし、次により実施するものとする。

- 2 一般監査は実地監査の方法により実施することを基本とするが、監査を効率的に実施するため、集合監査及び書面監査の方法を用いることができる。
- 3 実地監査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 監査日数は、法人及び施設とも原則として、1日とする。
 - (2) 監査は、監査班が行う。
 - (3) 監査班の構成は、次のとおりとする。

ア 法人の監査を実施する場合にあっては、保健福祉部保健福祉課の職員のうち、係長相当職以上の者1人を含めて2人以上とする。

イ 施設の監査を実施する場合にあっては、保健福祉部保健福祉課の職員のうち2人以上とする。

ウ 法人及び当該法人が設置する施設の監査を併行して実施する場合については、法人の監査にあっては保健福祉部保健福祉課の職員のうち係長相当職以上の者1人を含めて2人以上とし、施設の監査にあっては保健福祉部保健福祉課の職員のうち1人以上とする。

エ イ及びウの規定にかかわらず、保健福祉課長は、施設の監査を実施する場合であって必要と認めるときは、当該施設を所管する課の長に対し当該課の職員のうち1人以上の同行を求めることができる。

(4) 監査実施の通知は、期日の1月前までに、当該法人の理事長等に対し行うものとする。

(5) 監査の資料は、実施期日の7日前までに必要部数を作成し、提出するよう法人理事長に求めるものとする。

(6) 監査の実施に当っては、監査の実効を期すため、監事の立会いを求めるものとする。

(7) 監査班の上席者は、監査終了後、関係役職員の出席を求め、講評及び必要な助言を行うものとする。

4 集合監査は、法人及び施設の担当役職員を招集し、監査事項を限定して行う監査とする。

5 書面監査は、あらかじめ提出された監査資料を調査して行う監査とする。

6 特別監査は、一般監査の結果、特に問題があると認められた法人及び施設のほか、特に必要があると認められる法人及び施設に対し、保健福祉課長が特定事項について行うものとする。

(一般の項目)

第8条 一般監査の項目は、毎年5月末日までに、保健福祉課長が定めるものとする。

(監査の回数)

第9条 一般監査は、次のとおりとする。

(1) 法人にあっては、原則として、3年に1回実施するものとする。ただし、会計監査等が実施されている法人にあっては、国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に準じて取り扱うものとする。

(2) 施設（児童福祉施設を除く。）にあっては、原則として、2年に1回実施するものとし、児童福祉施設にあっては毎年度1回実施するものとする。

(監査の併行)

第10条 監査は、原則として、法人の監査と施設の監査とを併行して実施するものとする。

(監査結果の復命)

第11条 監査を担当した職員は、速やかに、講評時における助言及び指摘事項（第3号様式）を添えて保健福祉課長に復命するものとする。

2 保健福祉課長は、前項の復命についてその内容を、関係する事項を所管する課の長（以下「関係所管課長」という。）へ報告するものとする。

(監査結果の通知及び確認)

第12条 監査の結果は、文書により当該法人の理事長等に通知するものとする。この場合において、是正又は改善を要する事項があるときは、是正又は改善を要する事項（第4号様式）を添えて通知し、所要の措置を求めるものとする。

2 前項に規定する指摘事項に対する是正又は改善措置の状況については、法人の理事長等に対し期限を定めて、是正又は改善結果報告書（第5号様式）により報告を求めるものとする。なお、保健

福祉課長は、報告を受けた是正又は改善措置の状況を必要に応じ関係所管課長へ通知するとともに、是正又は改善措置を終えていないと認められる事項については、法人の理事長等に対し必要な指導を行うものとする。

(監査結果の報告)

第13条 保健福祉課長は、当該年度の監査の結果を、法人にあつては社会福祉法人等指導監査実施結果表（第7号様式）により、施設にあつては社会福祉施設指導監査実施結果表（第8号様式）により翌年度の4月末日までに部長へ報告するものとする。なお、前条第1項に規定する指摘事項に対する是正又は改善措置の状況については、是正又は改善の確認をしたものについて、法人にあつては社会福祉法人等指導監査実施状況報告書（第9号様式）により、施設にあつては社会福祉施設指導監査実施状況報告書（第10号様式）により四半期ごとに、当該四半期の翌月の末日までに部長へ報告するものとする。

(監査結果等の公表)

第14条 監査の結果及び法人の理事長等からの是正又は改善措置の状況の報告については、別に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成13年1月15日）

この要綱は、平成13年1月15日より実施し、改正後の第3条及び第4条の規定並びに第6条から第8条までの規定並びに第11条から第13条までの規定は、平成12年4月1日から、改正後の第2条の規定は、平成12年6月7日から適用する。

附 則（平成15年6月1日）

この要綱は、平成15年6月1日から実施する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成21年9月8日）

この要綱は、平成21年9月8日から実施する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成25年3月13日）

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月18日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成26年10月30日）

この要綱は、平成26年10月30日から実施する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。